

# 役員報酬及び退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「本法人」という。）定款第27条第1項ただし書の規定に基づき、専務理事（以下「役員」という。）の報酬及び退職金について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 会長は、社員総会において定められた年間報酬総額の範囲内で、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬とし社員総会で決議する金額を限度とする。

(通勤手当の取扱)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、その金額を通貨で、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(退職金)

第7条 会長は、役員に退職金を支給することができる。

2 退職金の額は、その者の月額報酬に在任年数を乗じて得た額を超えてはならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

故に「会長加算」は問題なし

附 則 (平成24年2月25日、第3回理事会決定)

この規程は、平成24年2月25日から施行する。